

湖南衛生組合同規約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

令和4年9月1日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

湖南衛生組合規約の一部を変更する規約

湖南衛生組合規約（昭和36年6月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第3条中「組合は」の次に「、立川市」を、「小平市」の次に「、国分寺市」を加える。

第5条第2項中「10人」を「14人」に改める。

第9条第1項中「4人」を「6人」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

湖南衛生組合に立川市及び国分寺市を加え、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、本案を提出する。

湖南衛生組合規約 新旧対照表

改正案(新)	現行(旧)	説明
<p>○湖南衛生組合規約</p> <p>昭和36年6月1日 東京都知事許可</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第3条 この組合は、<u>立川市</u>、<u>武蔵野市</u>、<u>小金井市</u>、<u>小平市</u>、<u>国分寺市</u>、<u>東大和市</u>及び<u>武蔵村山市</u>(以下「関係市」という。)をもって組織する。</p> <p>第4条 略</p> <p>第2章 組合議会 (議会の組織)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 組合議会議員(以下「議員」という。)の定数は、<u>14人</u>とし、関係市から各2人を選出する。</p> <p>第6条から第8条まで 略</p> <p>第3章 組合の執行機関 (執行機関の組織)</p>	<p>○湖南衛生組合規約</p> <p>昭和36年6月1日 東京都知事許可</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第3条 この組合は、<u>武蔵野市</u>、<u>小金井市</u>、<u>小平市</u>、<u>東大和市</u>及び<u>武蔵村山市</u>(以下「関係市」という。)をもって組織する。</p> <p>第4条 略</p> <p>第2章 組合議会 (議会の組織)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 組合議会議員(以下「議員」という。)の定数は、<u>10人</u>とし、関係市から各2人を選出する。</p> <p>第6条から第8条まで 略</p> <p>第3章 組合の執行機関 (執行機関の組織)</p>	<p>地方公共団体の数の増加</p> <p>議員定数の増加</p>

<p>第9条 この組合に管理者1人、副管理者<u>6人</u>及び監査委員2人を置く。 2 略</p> <p>第10条及び第11条 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第9条 この組合に管理者1人、副管理者<u>4人</u>及び監査委員2人を置く。 2 略</p> <p>第10条及び第11条 略</p>	<p>副管理者の 人数の増加</p>
---	---	------------------------